

東京徳島県人会「総会・県人の集い」における
徳島県阿波の和拡大事業企画提案募集要項

1 目的

人口減少が進む地方においては、地域外に在住であっても継続的に地域と関わりを持つ「関係人口」の創出・拡大が不可欠であり、そのためには、産・官・学・民・金、あらゆる人材力を巻き込んでいく必要がある。

そこで、首都圏に在住する徳島県出身者及びその関係者で構成される「東京徳島県人会」が開催する「総会・県人の集い」と連携し、首都圏に在住する徳島ゆかりの方々のみならず、徳島とつながりたい多くの関係者等にも参画していただき、新時代・新次元の「東京徳島県人会『総会・県人の集い』」を開催することで、「関係人口の創出」、「ビジネスマッチングの機会創出」など、これまで以上に「開かれた徳島県ネットワーク」の構築を目指す。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

東京徳島県人会「総会・県人の集い」における徳島県阿波の和拡大事業

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

(4) 委託料上限額

9,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有すること。
- (3) 本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 雇用保険の適用事業所であり、労働保険料を滞納していないこと。
- (6) 補助金等に係る審査等（書類等の整備、保管、書類の提出や実地検査の受入れ）に協力すること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認め

られる者でないこと。

4 スケジュール

令和7年	7月	9日(水)	公募開始
	7月	16日(水)	質問書提出締切
	7月	16日(水)	参加申込提出締切
	7月	22日(火)	企画提案書等提出締切
	7月	下旬予定	審査委員会(書面審査)
	7月	下旬予定	審査結果通知
	7月	下旬予定	契約・業務開始
	10月	26日(日)	東京徳島県人会「総会・県人の集い」開催
令和8年	3月	13日(金)	業務委託完了日

5 募集要項の配布

当該募集要項は、徳島県ホームページからダウンロードできる。

6 企画提案の参加手続き等

業務委託事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加申込書(様式1) 1部

(2) 受付期間

令和7年7月9日(水) から7月16日(水) 午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールにより「13 提出先及び問い合わせ先」宛てに参加申込書(様式1)を提出すること。

(4) その他

参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)を令和7年7月22日(火)までに提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

提出物	部数	
ア 企画提案申込書	1	・「様式4」により提出すること。
イ 添付資料	1	・団体等の概要が分かる書類(規約、組織図等) ・法人の場合は登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
ウ 企画提案書	1	・A4版とすること(任意様式) (記載内容) ・業務に係る実施方針、スケジュール及び具体的な企画提案 ・当該業務の実施体制、類似業務の受託実績
エ 業務実績	1	・類似業務の受託実績を記入すること。「様式5」

オ 参考見積書	1	・ 積算内訳を記入すること。
---------	---	----------------

(2) 提出期限

令和7年7月22日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

電子データで「13 提出先及び問い合わせ先」宛てに提出すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足、不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合がある。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 書類等の作成に用いる用語、通過及び単位は、日本語、日本円、日本の計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

8 応募に係る質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年7月9日（水）から7月16日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

電子メールにより「13 提出先及び問い合わせ先」宛てに質問票（様式2）を提出すること。

(3) 回答方法

参加意思を事前に表明した全ての者に対し、電子メールにより回答を送付する。

9 選定方法

(1) 提出された企画提案書については、徳島県が別に設置する選定委員会において、別紙「評価項目及び評価基準」に基づき審査を行い、委託候補者を選定する。また、参加者が1社だった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行う。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

10 審査結果

審査の結果については、すべての提案者に書面で通知する。

11 契約の方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議、調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 別添「仕様書」は、当該業務の最低水準を示すものであり、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県と委託候補者との協議等の結果に基づき、業務

の内容が追加され、又は修正される場合がある。

- (3) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。
- (4) 委託候補者との契約の締結は、7月下旬頃の予定である。

1 2 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲でデータをコピーすることがある。

1 3 提出先及び問い合わせ先

徳島県東京本部 企画連携担当

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階

電話番号 03-5212-9022

ファクシミリ 03-5212-9023

電子mail tokyohonbu@pref.tokushima.lg.jp